

小川町化製場等に関する法律施行細則

（ 令和 2年 3月31日 ）  
規 則 第 9号

（趣旨）

第1条 この規則は、化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号。以下「法」という。）の施行に関し、化製場等に関する法律施行令（昭和31年政令第285号）、化製場等に関する法律施行規則（昭和23年厚生省令第30号）及び化製場等に関する法律施行条例（昭和59年埼玉県条例第31号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（死亡獣畜取扱場以外の施設又は区域における処理の許可申請）

第2条 法第2条第2項ただし書の規定により死亡獣畜取扱場以外の施設又は区域における死亡獣畜の解体、埋却又は焼却の許可を受けようとする者は、死亡獣畜取扱場外における死亡獣畜解体（埋却・焼却）許可申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

（化製場等の設置の許可申請）

第3条 法第3条第1項（法第8条において準用する場合を含む。）の規定により化製場、死亡獣畜取扱場又は法第8条に規定する施設（以下「化製場等」という。）の設置の許可を受けようとする者は、化製場等設置許可申請書（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

（化製場等の設置の許可）

第4条 町長は、化製場等の設置の許可をしたときは、化製場等設置許可書（様式第3号）を当該許可の申請者に交付するものとする。

2 町長は、法第4条の規定により化製場等の設置の許可をしなかったときは、化製場等設置不許可書（様式第4号）を当該許可の申請者に交付するものとする。

（しゅん工届）

第5条 化製場等の設置の許可を受けた者は、当該許可に係る化製場等の工事がしゅん工したときは、使用前にその旨を町長に届け出て検査を受けなければならない。

（化製場等の構造設備等の変更の届出）

第6条 法第3条第2項（法第8条において準用する場合を含む。）の規定により化製場等の構造設備等を変更しようとする者は、化製場等構造設備等変更届（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

（化製場等の設置場所の指定）

第7条 法第4条第3号（法第8条において準用する場合を含む。）の規定により公衆衛生上害を生ずるおそれのある場所として指定する場所は、次に掲げるとおりとする。

ただし、町長が、第1号又は第2号に掲げる場所で、化製場又は死亡獣畜取扱場の処理の実態等から公衆衛生上害を生ずるおそれがないと認めるときは、この限りでない。

(1) 学校、病院、公園、墓地その他これらに類する施設で多数の人の集合するものから200メートル以内の場所

(2) 鉄道、国道、県道その他交通頻繁な公道から200メートル以内の場所

(3) と畜場、家畜市場等から200メートル以内の場所

（化製場等の変更等の届出）

第8条 化製場等の設置の許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その日から10日以内に当該各号に定める様式により町長に届け出なければならない。

(1) 化製場等設置許可申請書に記載した事項を変更したとき（法第3条第2項に規定する事項の変更を除く。） 化製場等設置許可申請書記載事項変更届（様式第6号）

(2) 化製場等の経営を停止又は廃止した場合 化製場等経営停止（廃止）届（様式第7号）

（動物の飼養又は収容の許可を要する区域）

第9条 法第9条第1項の規定により町長が指定する区域は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の規定により市街化区域に定められた町又は字とする。

（動物の飼養又は収容の許可申請）

第10条 法第9条第1項の規定により動物の飼養又は収容の許可を受けようとする者は、当該動物の種類ごとに動物の飼養（収容）許可申請書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

（動物の飼養又は収容の許可）

第11条 町長は、動物の飼養又は収容の許可をしたときは、当該動物の種類ごとに動物の飼養（収容）許可書（様式第9号）を当該許可の申請者に交付するものとする。

（動物の飼養又は収容の該当の届出）

第12条 法第9条第4項の規定による届出をしようとする者は、当該動物の種類ごとに、動物の飼養（収容）届（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

（動物の飼養又は収容に係る変更の届出）

第13条 動物の飼養又は収容の許可を受けた者（法第9条第4項の規定により許可を受けたとみなされた者を含む。次条において同じ。）は、動物の飼養（収容）許可申請書又は動物飼養（収容）届に記載した事項を変更したときは、動物の飼養（収容）

変更届（様式第11号）を町長に提出しなければならない。

（動物の飼養又は収容の廃止等の届出）

第14条 動物の飼養又は収容の許可を受けた者は、当該許可に係る動物の飼養若しくは収容を停止、廃止又は再開したときは、その日から10日以内に動物の飼養（収容）停止（廃止・再開）届（様式第12号）を町長に提出しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、化製場等に関する法律施行細則（昭和59年埼玉県規則第65号。以下「県規則」という。）の規定により埼玉県知事若しくは埼玉県保健所条例（昭和25年埼玉県条例第42号）により設置された保健所の長（以下「知事等」という。）が行った処分その他の行為又はこの規則の施行の際現に県規則の規定により知事等に対してなされている申請その他の行為で、施行日以後において町長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、この規則の相当規定により町長が行った処分その他の行為又は町長に対してなされた申請その他の行為とみなす。